

守谷市人権施策推進基本計画

平成25年3月

守谷市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれておりますが、私たちのまわりでは、いじめの問題、子どもや高齢者への虐待、女性に対する暴力などの人権侵害が存在しています。また、最近では情報化社会の進展に伴い、インターネット等を悪用した人権侵害など新たな人権問題が依然として報告されています。



人権は、すべての人が生まれながらにして持っている、人間の尊厳に基づく固有の権利であり、すべての人が人間らしく生きていくために欠かすことの出来ない基本的権利です。その権利を保ち続けるためには、互いの人権を尊重することの大切さを理解することが必要です。

本市におきましては、第二次守谷市総合計画において「緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや」を将来像とし、このまちづくりの実現に向けた計画において「こころ豊かに暮らせるまち」を政策に掲げ、市民の人権尊重の意識の高揚を図るため、人権に関する講演会を開催するなど、人権意識の啓発に努めているところですが、このたび、各分野の人権に関する施策を総合的に推進するため「守谷市人権施策推進基本計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき市民の皆様をはじめ、事業者・団体等との連携により積極的に人権施策を推進してまいりますので、一層のご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり、市民意識調査等によりご意見をいただきました市民、企業の皆様、熱心にご審議いただきました守谷市人権施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

平成25年3月

守谷市長 会田 真一

目 次

第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の基本理念	3
3 計画の性格	3
4 人権に関する意識調査結果の概要	4

第2章 基本的施策の推進

1 人権教育の推進	25
2 人権啓発の推進	27
3 相談・支援体制の充実	28

第3章 分野別施策の推進

1 女性の人権	29
2 子どもの人権	32
3 高齢者の人権	35
4 障がい者の人権	38
5 同和問題	42
6 外国人の人権	46
7 感染症・難病患者等の人権	49
8 刑を終えて出所した人の人権	52
9 犯罪被害者等の人権	53
10 インターネット等による人権侵害	56
11 その他の人権問題	59

第4章 計画の推進体制

1 市の推進体制	60
2 国及び県との連携	60
3 市民・団体等との連携	60
4 進行管理と見直し	60

用語解説	61
世界人権宣言(仮訳文)	66
日本国憲法(抄)	72
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	74
守谷市人権施策推進協議会設置要綱	76
守谷市人権施策推進協議会委員名簿	77

守谷市人権施策推進会議設置要綱	78
守谷市人権施策推進会議委員名簿	79
守谷市人権施策推進基本計画策定体制図	80